

## 第4節 安心して暮らせる地域にしよう

### 【現状と課題】

身体機能の低下、認知症、一人暮らし等、高齢になるにつれ自宅での生活に不安を感じるものが多くなります。

このうち認知症は、これからの介護における重要な課題の一つと言われ、その出現率は加齢とともに増加します。飯山市においても要介護認定者に占める認知症の割合(※)は、平成20年が18.7%、21年が19.0%、22年が19.5%と増加し、今後とも増えることが予想されます。認知症対策として早期発見や医療と介護の連携、家族支援、権利擁護など幅広い取り組みを進める必要があります。

一人暮らし高齢者は年々増加しており、緊急時や災害発生時にどのような対応ができるかに関心が寄せられています。飯山市では平成18年から区単位で災害時住民支え合いマップの策定が進められており、年々マップを策定する区が増えていきます。また、平成19年度には従来の緊急通報システムに代わり、安否確認を充実させた高齢者見守り支援システムを市民の協力を得て開始しました。いざという時には対応の早さが求められ、近くに住む人たちの援助が不可欠です。日頃からの地域の中のつながりをしっかりつくっておくことが大切です。

一方、高齢者等実態調査では、一人暮らしが困難になったときには施設や高齢者向けの住まいに入所(入居)したいと考える高齢者が4割近くいます。今後、一人暮らし高齢者の増加が見込まれる状況を考えて、在宅福祉施策の充実に加え、何らかの方策の必要性が生じています。

※要介護高齢者発生要因に関する調査(平成11年からの認定申請書による主治医意見書の第1疾病)

### 【施策の展開】

#### 1 認知症高齢者の支援

##### (1) 相談体制の充実

認知症の相談は、地域包括支援センターが相談窓口として対応しますが、必要に応じて医療機関や社会福祉協議会等の関係機関と協力して支援を行います。また、民生児童委員やケアマネジャーなどとも連携を図り、相談体制の充実を図ります。

##### (2) 医療との連携

認知症の対応を適切に行うためには、主治医(かかりつけ医)や専門医療機関との連携のもと、受診を促し早期診断・早期治療を行い、介護サービスの提供など適切な支援ができるよう医療との連携を図ります。

### (3) 市民の応援者を増やす取り組み **地域支援事業**

認知症高齢者の徘徊等の見守りには、広く市民の理解を得て地域での見守りにつなげていきます。認知症は、誰でも発症する可能性のある病気であり、誰もが自らの問題として地域全体で認知症高齢者や家族を支えていくために「認知症サポーター」の養成講座を開催します。また、認知症サポーターを養成する講師役であるキャラバン・メイトの支援も行います。

※認知症サポーターは、何か特別なことをする人ではありません。認知症の人を温かい目で見守ったり、困っていたら「何かお手伝いしますか」と声を掛けたりするなど、自分にできることを考え実践する、認知症を理解した認知症の人の「応援者」です。

### (4) 若年性認知症の支援

若年性認知症は、65歳未満のいわゆる現役世代が発症することから、介護サービスの適切な利用や雇用継続に関する支援や障害福祉サービスの活用等一人ひとりの状態に応じた支援を行います。

## 2 権利擁護の推進

権利擁護は、地域の市民、民生児童委員、ケアマネジャーなどの支援だけでは十分に問題が解決できない、また、適切なサービスにつながる方法が見つからない等、その方の権利が侵害されている可能性のある高齢者に対して地域で安心して生活ができるように必要な支援を行います。

### (1) 成年後見制度等の活用促進 **地域支援事業**

認知症や精神疾患等によって判断力・意思決定能力が不十分な人で必要のある人には、成年後見制度（※1）を説明し親族からの申立てができるように支援します。申立てを行える親族がない場合等で必要と認められる場合は、申立て手続きの支援を行います。また、契約能力はあっても判断力等に不安があるという方には、できる限り自宅での生活を継続できるように社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業（※2）の支援等を行います。

※1 成年後見制度とは、判断能力が不十分な人を対象に法律面や生活面で保護をしたり支援する仕組みです。裁判所によって選ばれた後見人等（本人の親族など）が本人の利益を考えながら本人を代理して契約などの法律行為をしたり、不利益な法律行為（悪徳商法など）を後から取り消したりします。

※2 日常生活自立支援事業とは、社会福祉協議会と契約を結び、介護サービス利用の援助、日常的な現金管理の援助、通帳や実印などの預かりを行う事業です。社会福祉協議会の「専門員」と「生活支援員」が支援を行います。

(2) 権利擁護に関する知識の普及・啓発 **地域支援事業**

高齢者の方々の尊厳が尊重されるよう権利擁護についての理解を深め、また、高齢者虐待を防止するためにケアマネジャーや市民を対象にした学習会や講演会を開催して知識の普及・啓発事業を行います。

(3) 高齢者虐待への対応 **地域支援事業**

高齢者の虐待については、生命に関わる危険な状態に陥る場合があるので、地域包括支援センターを中心に介護支援専門員や医療・福祉関係者、または警察等とも連携を図り適切に対応します。

(4) 市民後見人の養成

市民後見人とは、親族後見人と専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士など）の間に位置するものとして、成年後見制度全般についての正しい知識を持ち、社会貢献活動として、地域の中でアドバイスや後見活動を行う人です。

認知症や知的障害もしくは精神障害などで判断能力が不十分な人でも、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民後見人の養成を推進します。

### 3 緊急時・災害時の対応と防犯対策等の推進

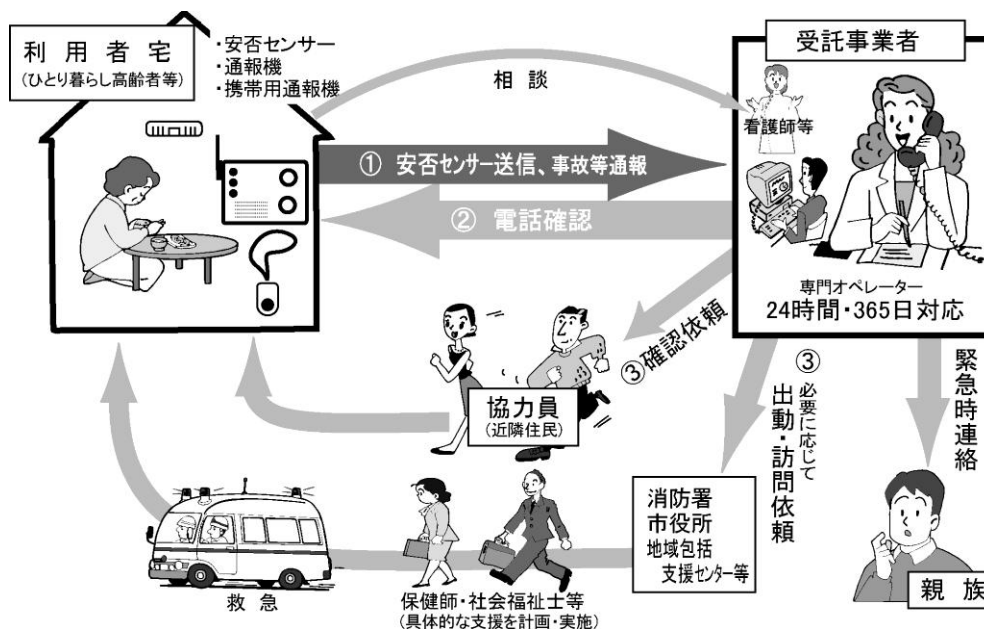
#### (1) 高齢者を見守る体制の整備 地域支援事業

ひとり暮らし高齢者や要介護高齢者の家庭内事故等に迅速な対応ができるよう、対象世帯に高齢者見守り支援システムの機器を設置するとともに、近隣住民の協力を得て確認・対応体制を整えます。

高齢者見守り支援システム機器設置台数と設置見込み台数

平成23年度（H23年12月末現在）	平成26年度
218台	220台

高齢者見守り支援システムイメージ



#### (2) 雪害救助員の派遣

飯山市は日本有数の豪雪地にあり、雪下ろしや雪片付けは高齢者に大きな負担となっています。世帯の労力や資力が不足し、子や親族からの援助も受けられないときに、高齢者宅に雪害救助員を派遣します。

#### (3) 災害時住民支え合いマップの策定の推進

大規模な災害発生時には、災害対応能力の弱い高齢者等が、大きな被害を受けるといわれています。災害時に高齢者等が安全に避難するには、行政機関のみならず、地域社会における情報共有や住民の支え合いの力が必要不可欠です。各地域の協力を得て災害時住民支え合いマップの策定とその仕組みづくりを進めます。

(4) 高齢者宅の点検・診断の実施

事業者組合等による高齢者宅の電気・水道設備の安全点検や消防署の防火診断が毎年行われています。これらの活動が円滑に実施できるよう、市と民生児童委員も連携して対応します。

(5) 防犯に関する情報提供

悪質な住宅リフォームや振り込め詐欺などが社会問題になっています。高齢者が標的になりやすい悪質な行為から身を守るため、警察署や消費生活センターなどと連携して迅速な情報提供に努めます。

4 不安なく暮らせる場所の確保

高齢者が抱える問題や個々の希望は一人ひとり異なります。さまざまな支援があっても、中には居宅での生活を続けることが困難なケースもあります。そのような場合のために、日常生活に必要なサービスを提供し、不安なく生活を送れる場所を整備します。

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上及び経済上の理由により居宅で生活できない人が入所できます。主に北信広域連合の施設(千曲荘、高社寮)に市が入所措置し、入所者とその扶養義務者は収入に応じて費用の一部を自己負担します。入所を希望する人(待機者)は若干いますが、早急に入所を希望する人はいない状況です。現状の定員を確保し、入所待機期間中はケースワーカーを中心に在宅生活を支えています。

養護老人ホーム入所者数・待機者数(平成23年12月末現在)

入所者数	待機者数
36人	3人

施設別措置者数：(北信広域圏域内)千曲荘33、高社寮2、(圏域外)寿楽園1

市内の養護老人ホーム(千曲荘)の整備目標

平成23年度		平成26年度	
施設数	合計定員	施設数	合計定員
1	50人	1	50人

市内には北信広域連合が設置・運営する「千曲荘」がありますが、北信広域連合では定員増の計画はありません。

## (2) 軽費老人ホーム（A型、ケアハウス）、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

飯山市内には軽費老人ホームと生活支援ハウスはありません。北信広域圏域内で市民が利用できる施設としては、ケアハウスが1施設（中野市、定員50人）あり、入所希望者の受入れはできています。また、養護老人ホームの待機者が少ないことや、市内に高齢者向け優良賃貸住宅（平成23年10月からサービス付き高齢者向け住宅に改称）が整備されたことから、軽費老人ホーム等の新規整備は行わないこととします。

### 軽費老人ホーム等の整備目標

施設		平成23年度		平成26年度	
		施設数	合計定員	施設数	合計定員
軽費老人ホーム	A型	0	0人	0	0人
	ケアハウス	0	0人	0	0人
生活支援ハウス		0	0人	0	0人

※**軽費老人ホームA型**：60歳以上で、生活に充てる十分な資金等がなく、身寄りがないか、家庭事情により家族との同居が困難な人に対し、低額な料金を日常生活上のサービスを提供する施設。入居者が負担する費用の一部（事務費）は収入に応じて変動する。

※**ケアハウス**：60歳以上で、身体機能の低下又は高齢等のため独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な人に対し、低額な料金を日常生活上のサービスを提供する施設。居住者が負担する費用の一部（事務費）は収入に応じて変動する。

※**生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）**：デイサービスセンター等に併設（隣接）され、高齢者に対して、介護機能、居住機能、地域との交流機能を総合的に提供する施設。家賃相当分は入居者の収入に応じて変動する。

## (3) サービス付き高齢者向け住宅

国土交通省・厚生労働省が所管する「高齢者住まい法」の改正により、平成23年10月から高齢者向け優良賃貸住宅は廃止され、「サービス付き高齢者向け住宅」に一本化されました。概ね60歳以上の高齢者単身・夫婦世帯の方等を入居対象とし、高齢者が安全に安心して居住できるようにバリアフリー化され、安否確認と生活相談サービスが提供されることで安心して居住できる賃貸等の住まいです。

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に対応する施策の一つとして、市の住宅担当部署と連携して整備を検討します。

サービス付高齢者向け住宅の整備目標

平成23年度		平成26年度	
施設数	合計戸数	施設数	合計戸数
1	12	1	12